

一般財団法人家電製品協会再商品化等業務規程

制定 平成 12 年 4 月 1 日

改正 平成 24 年 3 月 25 日

(目的)

第 1 条 この業務規程は、特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号)(以下「法」という。)第 35 条の規定に基づき、一般財団法人家電製品協会(以下「協会」という。)の再商品化等業務の実施に関する基本的な事項を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第 2 条 協会は、再商品化等業務を実施するに際しては、法の目的に則り、適正かつ確実な運営を図り、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を円滑に実施するように努める。

(用語)

第 3 条 この業務規程で使用する用語は、法及び特定家庭用機器再商品化法施行規則(平成 12 年厚生・通商産業省令第 1 号)において使用する用語の例による。

(再商品化等業務の実施方法)

第 4 条 協会は、法第 33 条第 1 号に規定する業務を実施する場合には、特定製造業者等から委託を受け、必要に応じて委託することにより、これを実施する。

2 協会は、法第 33 条第 2 号に規定する業務を実施する場合には、必要に応じて委託することにより、これを実施する。

3 協会は、法第 33 条第 3 号に規定する業務を実施する場合には、必要に応じて委託することにより、これを実施する。

4 前 3 項に掲げる委託を行う場合には、その委託を受ける者(以下「委託契約者」という。)の選定は一般競争入札により行うものとする。ただし、再商品化等に必要な行為の内容その他の事由により入札者が限定される場合には、この限りではない。

5 第 1 項から第 3 項までに規定する業務により再商品化等されたものであってこれを譲渡する場合には、委託契約者が、製品の部品又は原材料として利用する者又は熟を得ることに利用する者に有償又は無償で譲渡するものとする。

第 5 条 協会は、法第 33 条第 4 号及び第 5 号に規定する業務を行う場合には、法の目

的に資するよう努めるものとする。

(委託料金の額の算出方法)

第6条 法第35条第2項第1号に規定する委託料金は、予め協会が定めた特定家庭用機器廃棄物一台ごとの単価に、委託量を乗じて算出される。

2 前項に規定する単価は、特定家庭用機器廃棄物ごとに、第4条第1項に規定する委託の契約に係る年度に協会に引き渡されることが見込まれる特定家庭用機器廃棄物を再商品化等するために必要となると見込まれる費用の価額を、当該年度に協会に引き渡されることが見込まれる特定家庭用機器廃棄物の量で除して算出される。

(法第33条第2号に規定する業務に関する料金の額の算出方法)

第7条 法第33条第2号に掲げる業務に関する料金の額は、特定家庭用機器廃棄物ごとに、委託契約者との間に締結された再商品化等実施契約により定められた特定家庭用機器廃棄物一台ごとの単価に、当該業務に関し、第4条第2項に規定する委託の契約に係る年度に協会に引き渡されることが見込まれる特定家庭用機器廃棄物の量（以下この条において「特定家庭用機器廃棄物量」という。）を乗じ、これに必要な経費を加え、これを特定家庭用機器廃棄物量で除して算出される。

2 協会は、他の契約に係る入札事務の執行等に支障のないように配慮しつつ、前項に掲げる料金の積算内訳を開示するものとする。

3 協会は、法第34条第2項に基づいて第1項に掲げる料金を示す場合には、特定家庭用機器を使用する者からの求めに応じ、前項の規定により開示された内容を示すものとする。

(法第33条第3号に規定する業務に関する料金の額の算出方法)

第8条 法第33条第3号に掲げる業務に関する料金の額は、特定家庭用機器廃棄物ごとに、委託契約者との間に締結された契約により定められた特定家庭用機器廃棄物一台ごとの単価に、当該業務に関し、第4条第3項に規定する委託の契約に係る年度に協会に引き渡されることが見込まれる特定家庭用機器廃棄物の量（以下この条において「特定家庭用機器廃棄物量」という。）を乗じ、これに必要な経費を加え、これを特定家庭用機器廃棄物量で除して算出される。

2 協会は、他の契約に係る入札事務の執行等に支障のないように配慮しつつ、前項に掲げる料金の積算内訳を開示するものとする。

3 協会は、法第34条第2項に基づいて第1項に掲げる料金を示す場合には、特定家

庭用機器を使用する者からの求めに応じ、前項の規定により開示された内容を示すものとする。

(特定製造業者等との委託料金の收受)

第9条 協会は、再商品化等契約を締結した場合には、当該再商品化等契約を締結した特定製造業者等から、第6条第1項の規定により算出された委託料金を徴収する。

(協会の責任)

第10条 協会は、法第33条第1号の業務を実施する場合には、再商品化等契約に基づき、特定家庭用機器廃棄物を再商品化等しなければならない。

2 協会は、法第33条第2号の業務を実施する場合には、法第18条第2項に規定する事項を実施し、法第22条第1項に規定する基準に従うよう、特定家庭用機器廃棄物を再商品化等しなければならない。

(再商品化等契約を締結する者の責任)

第11条 特定製造業者等は、再商品化等契約に基づき、第6条第1項に規定する料金を、協会が指定する期日までに、協会が指定した方法で支払わなければならない。

(再商品化等実施契約を締結する者の責任)

第12条 委託契約者は、再商品化等実施契約に基づき、再商品化等に必要な行為を実施しなければならない。

附 則

この規程は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可があった日（平成12年4月18日）から施行する。

附 則（平成24年3月25日）

この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。